

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定
(虎ノ門・六本木地区第一種市街地再開発事業)
都市計画決定図書

1. 計画書

2. 計画図

- (1) 施行区域図
- (2) 公共施設の配置・街区の配置図
- (3) 建築物の高さの限度

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定（港区決定）

都市計画虎ノ門・六本木地区第一種市街地再開発事業を次のように決定する。

幅員の [] 内は全幅員を示す。

名 称		虎ノ門・六本木地区第一種市街地再開発事業				
施行区域面積		約2.0ha				
公共施設の配置及び規模	道 路	種 別	名 称	規 模	備 考	
		区画街路	区画街路2号	幅員10m [12m]、延長約55m	既設	
			区画街路6号	幅員6m [6m]、延長約115m	新設	
			区画街路8号	幅員9m [9m]、延長約300m	新設	
建築物の整備	街区	建築面積	延べ面積 [容積対象面積]	主要用途	高さの限度	備 考
	C-①	約7,000㎡	約143,400㎡ [約110,700㎡]	住宅、事務所、店舗、駐車場	高層部 210m 中層部 40m その他1 20m	建築物の高さはT.P.30mからによる
	C-②	約160㎡	約160㎡ [約160㎡]	倉庫	その他2 5m	建築物の高さはT.P.30mからによる
建築敷地の整備	街区	建築敷地面積	整備計画			
	C-①	約15,400㎡	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内に緑地を確保する。 敷地内に広場、歩行者通路を確保する。 			
	C-②	約520㎡	<ul style="list-style-type: none"> 壁面の位置の後退により、歩行者空間を確保する。 敷地内に自動車通路（地下式）を確保する。 			
住宅建設の目標		戸 数		面 積		備 考
		約300戸		約57,000㎡		
参 考		地区計画区域内にあり。				

「施行区域、公共施設及び街区の配置、建築物の高さの限度は、計画図表示のとおり」

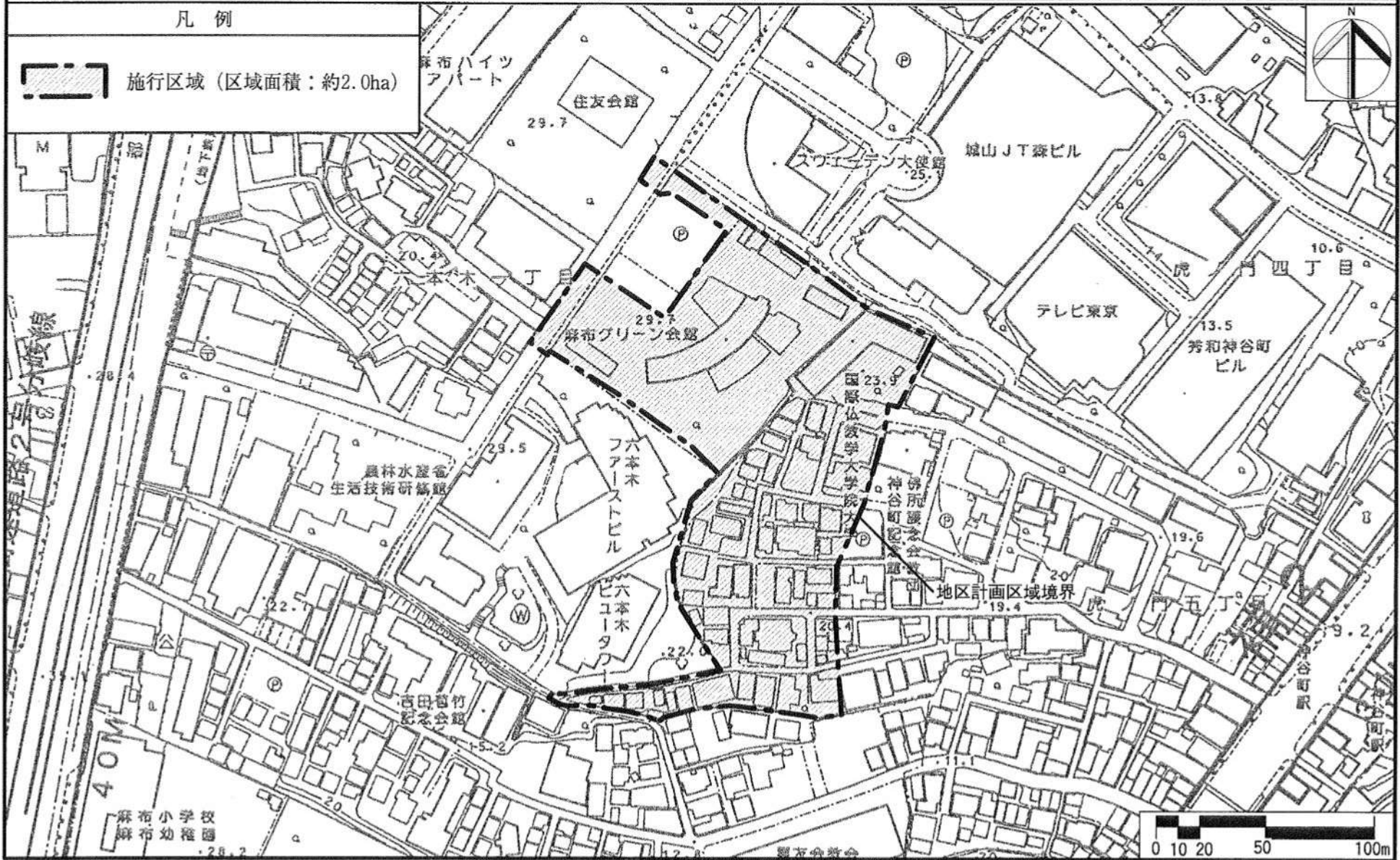
理由：土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、都心近接地区としてふさわしい安全で快適な魅力ある複合市街地を形成するため、第一種市街地再開発事業を決定する。

東京都計画 第一種市街地再開発事業
 虎ノ門・六本木地区第一種市街地再開発事業 計画図(1) 施行区域図 [港区決定]

凡例

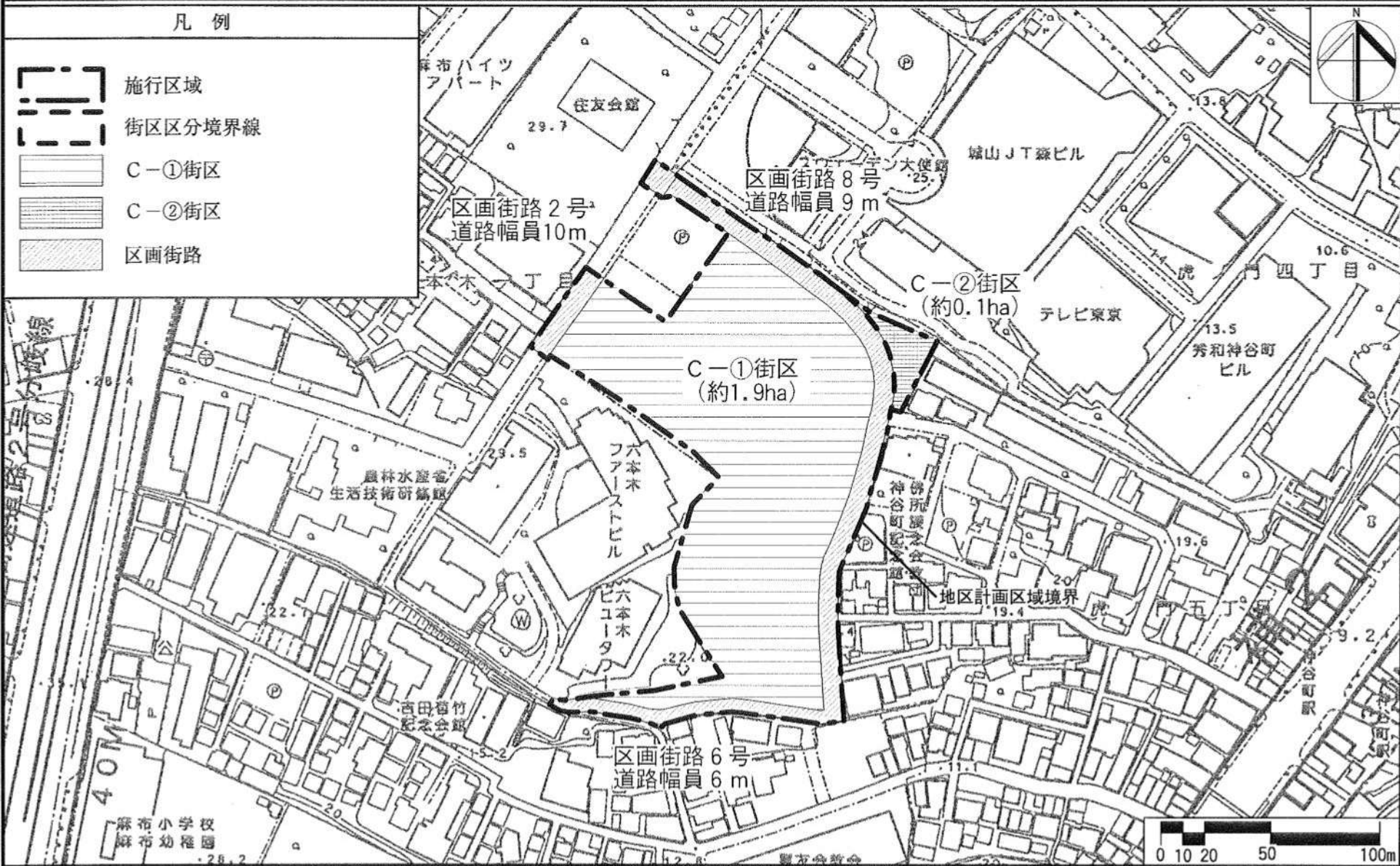


施行区域 (区域面積: 約2.0ha)



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図(道路網図)を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。
 無断複製を禁ず。(承認番号)16都市基街第420号、平成16年9月7日 (承認番号)16都市基交第241号、平成16年9月8日

東京都市計画 第一種市街地再開発事業
 虎ノ門・六本木地区第一種市街地再開発事業 計画図(2)・街区の配置図 [港区決定]



東京都計画 第一種市街地再開発事業 建築物の高さの限度
 虎ノ門・六本木地区第一種市街地再開発事業 計画図(3) 壁面の位置の限度図 [港区決定]

